

紀の川市ワークライフバランス推進奨励金交付要綱

平成31年4月1日

告示第65号

(目的)

第1条 この告示は、ワークライフバランスの推進のため、全ての労働者にとって働きやすい職場環境の整備に積極的に取り組む企業に対し、奨励金を交付することによって、ワークライフバランスに対する意識の醸成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワークライフバランス 労働者一人一人がやりがい及び充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭、地域生活等においても多様な生き方が選択でき、又は実現できるよう、仕事と生活の調和を図ることをいう。
- (2) 一般事業主行動計画 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第12条第1項に規定する一般事業主行動計画をいう。
- (3) NPO法人 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、市内に主たる事務所を有する者をいう。

(交付対象)

第3条 奨励金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者であって、初めて一般事業主行動計画を和歌山労働局長に届出した者とする。

- (1) 常時使用する従業員の数が100人以下の中小企業者又はNPO法人であること。
- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業を行っていないこと。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）に該当せず、かつ、その役員（同法第9条第21号ロに規定する役員をいう。）が暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (5) 過去にこの告示に基づく同じ区分の奨励金の交付を受けていないこと。

(奨励金額)

第4条 予算の範囲内において、市長は、補助対象者に、奨励金として5万円を交付する。

(交付申請)

第5条 奨励金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、紀

の川市ワークライフバランス推進奨励金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、2月末日までに市長に申請しなければならない。

- （1） 一般事業主行動計画
 - （2） 一般事業主行動計画届出の写し（和歌山労働局の受付印のあるもの）
 - （3） 市税の納付状況を確認できる書類
- （交付決定）

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、奨励金の交付の可否を決定したときは、紀の川市ワークライフバランス推進奨励金交付決定通知書（様式第2号）又は紀の川市ワークライフバランス推進奨励金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（奨励金の請求）

第7条 前条の規定により奨励金の交付決定の通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに紀の川市ワークライフバランス推進奨励金請求書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

（名称等公表）

第8条 市長は、交付決定者の一般事業主行動計画について、市の広報紙又はホームページへの掲載その他必要と認められる方法により公表するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受けたと認められるときは、当該交付決定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による奨励金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消した部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

（その他）

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第 1 号(第 5 条関係)

紀の川市ワークライフバランス推進奨励金交付申請書

年 月 日

(宛先) 紀の川市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は法人名
(代表者氏名)

紀の川市ワークライフバランス推進奨励金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業所等の所在地	
事業所等の名称	
常時雇用する従業員数	人
添付書類	(1) 一般事業主行動計画 1 部 (2) 一般事業主行動計画届出の写し (和歌山労働局の受付印のあるもの) 1 部 (3) 市税の納付状況を確認できる書類 1 部

様式第 2 号(第 6 条関係)

紀の川市ワークライフバランス推進奨励金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

紀の川市長 印

年 月 日付けで申請のあった奨励金の交付について、紀の川市ワークライフバランス推進奨励金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり決定したので、通知します。

交 付 決 定 金 額	円
-------------	---

様式第3号（第6条関係）

紀の川市ワークライフバランス推進奨励金不交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

紀の川市長



年 月 日付けで申請のあった奨励金の交付について、紀の川市ワークライフバランス推進奨励金交付要綱第6条の規定により、次のとおり交付しないことを決定したので通知します。

交付しない事を決定した理由

様式第 4 号(第 7 条関係)

紀の川市ワークライフバランス推進奨励金請求書

年 月 日

(宛先) 紀の川市長

申請者 住所又は所在地
氏名又は法人名
(代表者氏名)

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった紀の
川市ワークライフバランス推進奨励金について、次のとおり請求します。

交 付 請 求 金 額	円
-------------	---

奨励金の振込先

金融機関名	銀行・金庫 組合・農協	支店名	本店・支店 本所・支所
預金の種類	普通 ・ その他 ()		
口座番号			
口座名義	(フリガナ)		

様式第1号（第5条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）

様式第4号（第7条関係）